

**最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等関連業務  
委託契約 実施要領（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等関連業務

**2 業務内容に関する事項**

(1) 事業目的と概要

令和7年6月27日に下された平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、違法とされた生活扶助基準について新たな水準を設定し、差額分を当時の生活保護受給者に対して追加支給することが、厚生労働省より示された。

本業務は、本市における当該追加給付を迅速かつ正確に実施するために、当該事務の進捗管理、電話での問い合わせ対応、追加支給額の算定、廃止世帯からの申出対応などの関連業務を委託するものである。

(2) 業務内容

「最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付等関連業務仕様書」（別紙1）のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金380,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託契約の額は、神戸市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

(4) 契約期間

2026年4月1日～2027年3月31日

※本事業に係る2025年度一般会計補正予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

(5) 履行場所

本業務の作業場所、その他必要となる環境については、神戸市内に受注者の負担により用意するものとする。

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととするが、あらかじめ当該請求にかかる履行済み委託業務の確認を本市に請求し、本市による検査に合格した場合は、履行した業務に相当する業務委託料の10分の9を超えない範囲で部分支払いを請求することを可能とする。

(3) 契約書案

頭書及び委託契約約款（別紙2）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 事業者及びその代表者が直近 1 年間の所得税、法人税、市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 共同企業体による受託も可能であるが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(5)を全て満たすこと。また、本市に対して共同企業体参加届出書（別紙 6）を提出すること。  
なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。
- (7) 過去 5 年度以内（令和 3 年 4 月 1 日から現在まで）に、国内の自治体等において、類似の給付業務実績があること。
- (8) 神戸市内に本店又は支店等を有しているなど、本市の求めに応じて担当者が速やかに本市に来庁できること。

#### 5 スケジュール

(1) 公募開始	2026 年 2 月 10 日
(2) 質問締切	2026 年 2 月 16 日 17 時必着
(3) 質問に対する回答	2026 年 2 月 20 日（予定）
(4) 企画提案書等必要書類の提出期限	2026 年 2 月 27 日 17 時必着
(5) プレゼンテーション	2026 年 3 月 17 日（予定）
(6) 選定結果通知	2026 年 3 月 下旬（予定）
(7) 契約締結・事業開始	2026 年 4 月 1 日
(8) 事業完了	2027 年 3 月 31 日

#### 6 応募手続き等に関する事項

##### (1) 質問の受付

ア 受付期間	2026 年 2 月 10 日から 2026 年 2 月 16 日 17 時 00 分まで
イ 提出方法	「質問票」（別紙 5）に記載し、E メールにより提出すること。
ウ 回答方法	2026 年 2 月 20 日（予定）に、参加申請事業者全員に対して、E メールで回答する。

##### (2) 資格確認書類・企画提案書の提出

ア 受付期間	2026 年 2 月 10 日から 2026 年 2 月 27 日 17 時 00 分まで
イ 提出物	資格確認書類、及び企画提案書
ウ 資格確認書類は、以下のとおりとする。	
①	プロポーザル参加申請書（別紙 3）
②	法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
③	会社概要等
④	直近 1 年分の国税及び地方税の納税証明書（滞納がないことを証明できる納税証明書によること）
⑤	直近の決算資料
⑥	神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（別紙 4）
⑦	共同企業体参加届出書【共同企業体で参加する場合のみ】（別紙 6）
	※共同企業体で参加申請を行う場合は、すべての構成員について上記②～⑥を提出すること

エ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。【任意様式】

①提案趣旨

- ・事業の趣旨・目的に対する基本的な取り組み方針

②業務執行体制

- ・事務所（連絡先）
- ・想定される本事業実施場所及び事務スペースレイアウト
- ・本業務への従事体制及びスタッフの採用・教育方法
- ・事故に対する体制

③業務内容

- ・事業全体のレイアウト
- ・具体的な進捗管理ツールの提案等、迅速かつ確実な委託業務遂行に向けた工夫
- ・個人情報保護等情報セキュリティに対する具体的な方策

④業務実績

- ・2021年度以降に受託した類似業務の件数及び件名一覧
- ・主要な取組事例の概要（1例につきA4用紙1枚程度、2～3件程度）

⑤見積書

- ・提案見積と積算根拠（内訳書）

⑥受託に際しての条件などの特記事項

オ 提出方法

Eメールにより提出すること。

PDFデータで提出すること。

また、本市メールサーバーの使用上、添付ファイルの合計要領が10MB以上のファイルは受け取ることができない。合計要領が10MBを超過する場合は、ファイルを分割したうえで複数回に分けて送付するなどの対応を行うこと。

提出時のメール件名を、「【企業名】生活保護費追加給付等関連業務企画提案書」とすること。

メールを複数回に分けて送信する場合は、件名末尾に【●/▲】（●・・・何通目のメールか ▲・・・全体の通数）を追記すること。

提出後、本市担当者に電話にて、到着確認の連絡を行うこと。到着確認の連絡がなく、受付期間内に企画提案書が提出されていない場合は、いかなる理由があってもプロポーザルに参加することはできない。

## 7 選定に関する事項

### （1）評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 業務実績【20点】

- ・類似業務実績の豊富さなど

イ 提案趣旨【20点】

- ・事業目的・趣旨に対する理解
- ・業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢など

ウ 個人情報の適切な取り扱い【10点】

- ・情報セキュリティ対策
- ・申出書等の個人情報の適切な管理など

エ 業務執行体制、実現可能性、的確性【30点】

- ・迅速かつ確実な本業務遂行に向けた従事体制
- ・本業務に必要なスタッフの確保、教育
- ・迅速かつ確実な追加給付の実現のための工夫など

オ 地元優位性【10点】

カ 事業費【10点】

- ・費用積算根拠の妥当性など

## (2) 選定方法

ア 企画提案は、神戸市職員で構成する選定委員会において、企画提案書を基に評価基準に沿って審査を行い、契約候補者を選考する。

ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね3社とする。参加の可否については、2026年3月10日頃に個別で通知する。

イ プrezentationは下記のとおり行う。

(ア) 日時 2026年3月17日 10時～12時(予定)

(イ) 場所 オンラインもしくは神戸市役所会議室

(ウ) 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション(発表15分程度、質疑5分程度)

※企画提案書から新たに資料を作成・追加することは認めない。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「業務内容」の評価項目の得点が高い方とする。「業務内容」においても、点数の差がつかない場合は、選定委員会において、総合的に評価を行う。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

# 8 その他

## (1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

## (2) 提出先、問い合わせ先

神戸市福祉局くらし支援課 担当 高田・城戸

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

電話：078-322-6369

Eメール：kurasi@city.kobe.lg.jp